

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年5月1日から令和6年4月30日までの3年間

2. 内 容

目標1 計画期間内、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間内に1人以上取得すること。

女性社員・・・取得率を80%以上とすること。

<対策>

- ・令和3年6月～ 育児休業中の社員に対し職場復帰のための面談を復帰前に行い
業務内容や業務体制の見直しを含め円滑な職場復帰ができるように
する

目標2 時間当たりの育児有給休暇の取得回数を

現状 0.5回/人・年 を目標 1回/人・年以上とする。

<対策>

- ・令和3年4月～ 社内説明会により制度の周知・啓発の再実施